

(仮称)吹田千里丘計画に係る環境影響評価書に対する

市長の評価意見書

平成22年(2010年)3月

吹田市

事業者は、市長準備意見書の全ての指摘事項を真摯に検討し、事業計画の変更を行うなど誠意を持って対応した姿勢については、一定の評価ができるものである。本事業での環境配慮のあり方が、環境まちづくりを目指す本市において、今後の住宅開発事業のモデルとなることを期待する。事業者には、市長意見書により求めた環境保全措置の実現に最大限の努力を払うよう要望する。

1. 大気汚染について

ア. 国が PM2.5 の環境基準を設定した経緯を尊重して、可能な限り浮遊粒子状物質の発生を抑制するとともに、工事中における PM2.5 の測定を実施すること。

イ. 工事に使用する建設機械については、基本的に最新の国土交通省指定の排出ガス対策型とすること。特に工事最盛期の予測において、全て同排出ガス対策型機械を採用した場合には、周辺区域での二酸化窒素濃度を有意に低減できるとの結果が得られていることから、同期間に使用する建設機械については必ず同型とすること。

2. 騒音について

ア. 最新の予測方法を用いて騒音の再評価を行い、報告書に記載すること。

3. 風害について

ア. 風害についての苦情が事業終了後一定期間を経て発生した場合も、適切に対応を行うこと。

4. 地球環境について

ア. 事業者は、環境省のモデル事業(サステイナブル都市再開発促進モデル事業)により検討を行っている効果的な CO₂削減対策を、可能な限り本事業において実現するとともに、今後市が策定する地球温暖化対策に関する実行計画の内容を考慮し、新たに事業に組み込める対策があれば積極的に採用に向けて検討を行うこと。

5. 事後監視について

ア. 使用する建設機械の構成、使用場所については、定期的に市に報告を行うこと。

イ. 工事最盛期において使用する全ての建設機械を、最新の国土交通省指定の排出ガス対策型にできない場合は、同期間において 1 時間値の測定を行い、工事の調整に反映すること。